

# 電気工事業の届出事項の変更について

みなし登録電気工事業者も電気工事業法の規定の適用を受けますから、登録業者と同じく届出書の記載事項に変更があった場合は、変更の届出を必要とします。

添付書類 変更内容	主任電気工事士の 欠格事由に関する 誓約書	主任電気工事士の 雇用・在職証明書	主任電気工事士等 実務経歴証明書	電気工事士の免状の写し (定期講習の記録含む)	「建設業許可について (通知)」の写し	その他
申請者（個人）の姓名						※1
申請者（個人）の住所						※2
法人の名称	添付資料不要					
法人の本店所在地						※2
法人の代表者	添付資料不要					
営業所の名称	添付資料不要					
営業所の所在地						※2
施工する電気工事の種類	添付資料不要					
主任電気工事士	○	※3	※4	○		
主任電気工事士の免状の種類				○		
建設業許可の更新					○	

※1 戸籍謄本を添付してください。

※2 行政の事由により変更があった場合は、市町が交付する証明書を添付してください。

※3 代表者が主任電気工事士になる場合は不要です。

※4 主任電気工事士になる者が第一種電気工事士の場合は不要です。

(注意事項)

- ① 標識の記載内容に変更があった場合は、標識の訂正が必要です。
- ② みなし登録電気工事業者が変更を届け出る際、手数料は必要ありません。

下記まで郵送もしくはご持参ください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課 電気担当  
(電話番号 078-362-9828)

※持参の場合受付時間は平日の9:00~12:00、13:00~17:30となっています。

*整理番号	
*受理年月日	

## 電気工事業に係る変更届出書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称  
法人にあっては代表者の氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

平成 年 月 日（般・特一）第 号

〔 電気工事業者 届出年月日 年 月 日  
届出番号 第 号 〕

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

平成 年 月 日

4 変更の理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 \*印の欄は、記載しないこと。